

第1回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会、  
第142回本会議・第2回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会合同会議  
の配布資料(消費者庁からの提出資料)

# 違反行為の抑止を目的とする 現行の課徴金制度について

# 1 独占禁止法・金融商品取引法・公認会計士法上の課徴金制度の比較

	独占禁止法	現行金融商品取引法				
課徴金対象行為	私的独占 不当な取引制限等	インサイダー取引	相場操縦 〔 偽装・馴合売買 安定操作取引 〕	風説の流布・ 偽計	継続開示書類の虚 偽記載・不提出	発行開示書類の 虚偽記載・不提出
課徴金の 算定方法	対象商品・役務の売上額 等に一定率(10%等)を乗 じて得た額に相当する額	例) 買付け等の総額と、重要事実公表後2週間の最高値に買い 付けた数量を乗じた額の差額 (インサイダー取引で買付け等を行った場合)			例) 600万円or時価 総額の10万分の6 のいずれか高い方	例) 募集・売総 額の2.25%(株券 等の場合は 4.5%)
対象期間	違反行為をした日から違 反行為がなくなる日までの 期間(最大3年間)					
規模基準 (裾切り)	100万円未満は命ずること ができない。	1万円未満は命ずることができない。				
除斥期間	実行期間等の終了した日 から5年	違反行為をした日(違反行為を終了した日)から5年				
その他(注2)	算定率の加減算及び課徴 金の減免に関する規定あ り	課徴金の加減算に関する規定あり				
課徴金と刑事罰 等の調整(注3)	罰金額の2分の1相当額を 控除	没収・追徴相当額を課徴金額より控除			虚偽記載の場合、 罰金相当額を控除	-
罰則(個人)	5年以下の懲役又は500 万円以下の罰金又はこの 併科(注1)	5年以下の懲役若しく は500万円以下の罰 金又はこの併科	10年以下の懲役若しくは 1000万円以下の罰金又はこの併科		虚偽記載: 10年以下の懲役若しくは1000 万円以下の罰金又はこの併科 不提出: 5年以下の懲役若しくは 500万円以下の罰金又はこの併科	
罰則(法人)	5億円以下の罰金	5億円以下の罰金	7億円以下の罰金		虚偽記載: 7億円以下の罰金 不提出: 5億円以下の罰金	

# 1 独占禁止法・金融商品取引法・公認会計士法上の課徴金制度の比較

	現行金融商品取引法				公認会計士法	
課徴金対象行為	公開買付届出書等の虚偽記載・不提出	大量保有報告書の虚偽記載・不提出	プロ向け市場等における		故意による虚偽証明等	相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明等
			特定証券等情報の不 提供等、虚偽等	発行者等情報の虚偽等		
課徴金の算定方法	例) 買付け総額の25%等	例) 対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1	例) 発行価額又は売付価格の総額の2.25% (株券等の場合は4.5%)	例) 600万円又は発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6のいずれか大きい額	監査報酬相当額の1.5倍に相当する額	監査報酬相当額
対象期間等						
規模基準(裾切り)	1万円未満は命ずることができない。				1万円未満は命ずることができない。	
除斥期間	違反行為をした日(違反行為を終了した日)から5年				虚偽証明等をした財務書類に係る会社等の会計期間の末日から7年	
その他(注2)	課徴金の加減算に関する規定あり				免除に関する規定あり	
課徴金と刑事罰等の調整(注3)	-		発行者等情報の虚偽等の場合、罰金額相当額を課徴金額から控除		-	
罰則(個人)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科				-	
罰則(法人)	5億円以下の罰金				-	

# 1 独占禁止法・金融商品取引法・公認会計士法上の課徴金制度の比較

(注1)私的独占若しくは不当な取引制限をした者又は一定の取引分野における競争を実質的に制限した事業者団体に対するもの

(注2)加減算及び減免の概要については以下のとおり。

独占禁止法	金融商品取引法・公認会計士法
<p>【加算(算定率)】 10年以内に課徴金納付命令等を受けていた者又は違反行為において主導的な役割を果たした者に対しては5割増しの率を適用</p> <p>【減算(算定率)】 違反行為を早期に取りやめた者に対しては2割減の率を適用</p> <p>【減免(金額)】 立入検査前に違反行為について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1番目に申請した者 納付命令せず</li> <li>2番目に申請した者 50%減額</li> <li>3番目に申請した者 30%減額</li> <li>4番目に申請した者(公取委に把握されている事実以外) 30%減額</li> <li>5番目に申請した者(公取委に把握されている事実以外) 30%減額</li> </ul> <p>立入検査後に違反行為について申請した者(公取委に把握されている事実以外) 課徴金を30%減額 (検査前検査後全体で5番目まで、検査後は、3番目まで)</p>	<p>【加算(金額)】(金融商品取引法) 違反行為者が過去5年以内に金融商品取引法上の課徴金納付命令等を受けたことがあるときは、課徴金額が1.5倍に加算される</p> <p>【減算(金額)】(金融商品取引法) 一定の違反行為を行った者が当局の調査前に内閣総理大臣(証券取引等監視委員会)に対し報告を行った場合、課徴金額が半額に減算される (一定の違反行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人による自己株の取得におけるインサイダー取引</li> <li>・継続開示書類・発行開示書類の虚偽記載</li> <li>・大量保有報告書の不提出</li> <li>・特定証券等情報・発行者等情報の虚偽等</li> </ul> <p>【免除】(公認会計士法) 一定の戒告・業務停止、解散命令等を行う場合であって、課徴金の賦課が適当でないとい認められるときは、命じないことができる</p>

(注3)具体的な調整手続は以下のとおり。

現行独占禁止法	金融商品取引法
<p>課徴金納付命令時に罰金額が確定している場合、当該罰金額の半分相当を控除した額の課徴金納付命令を出す。</p> <p>課徴金納付命令後に罰金が確定した場合、公正取引委員会の審決をもって、当該罰金額の半分を控除した額の課徴金納付命令に変更する。既に課徴金が納付されている場合、必要に応じ還付を行う。</p>	<p>課徴金納付命令時に罰金等の刑事判決が確定している場合 ... 当該金額相当額を控除した額の課徴金納付命令</p> <p>課徴金納付命令時に刑事裁判が係属している場合 ... 判決確定まで納付命令の効力停止。判決確定後に罰金額等と調整し、納付命令の変更又は取消し</p> <p>課徴金納付後に起訴された場合 ... 判決確定後、納付済みの課徴金と罰金額等を調整し、納付命令変更し、還付</p>

## 2 手続の概要

### 不服審査型

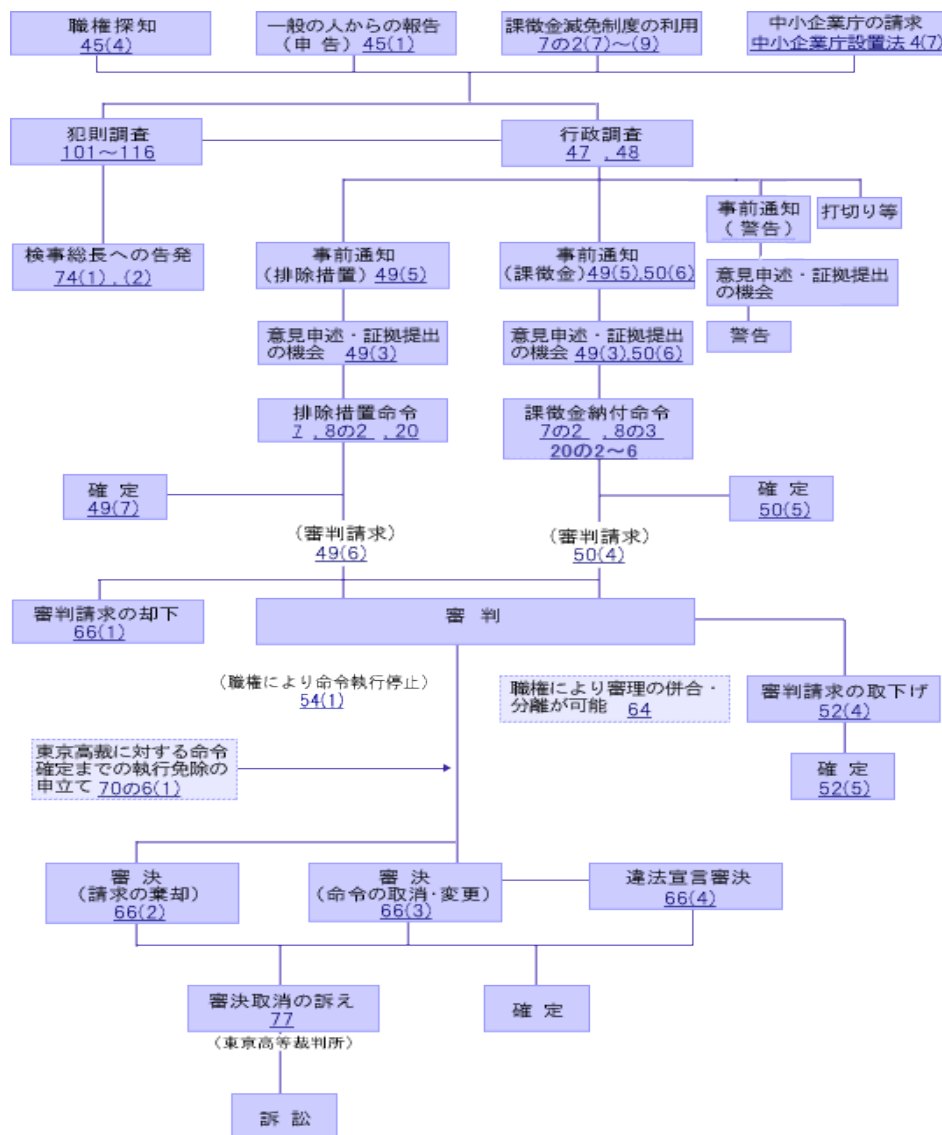
		排除措置命令、課徴金納付命令の不服申立て	
根拠法		現行独占禁止法	改正独占禁止法
原処分庁		公正取引委員会	
行政審判	開始請求の主体	被処分者	
	審理担当官	委員会/審判官	
	裁決者	公正取引委員会	
取消訴訟	審級省略	あり	なし
	実質的証拠法則	あり	なし

### 事前審査型

		課徴金納付命令の事前審査	
根拠法		金融商品取引法	公認会計士法
原処分庁			
行政審判	開始請求の主体	内閣総理大臣(金融庁長官に委任)	
	審理担当官	審判官	
取消訴訟	裁決者	内閣総理大臣(金融庁長官に委任)	
	審級省略	なし	
	実質的証拠法則	なし	

## 2 手続の概要

### 現行独占禁止法の手続の流れ



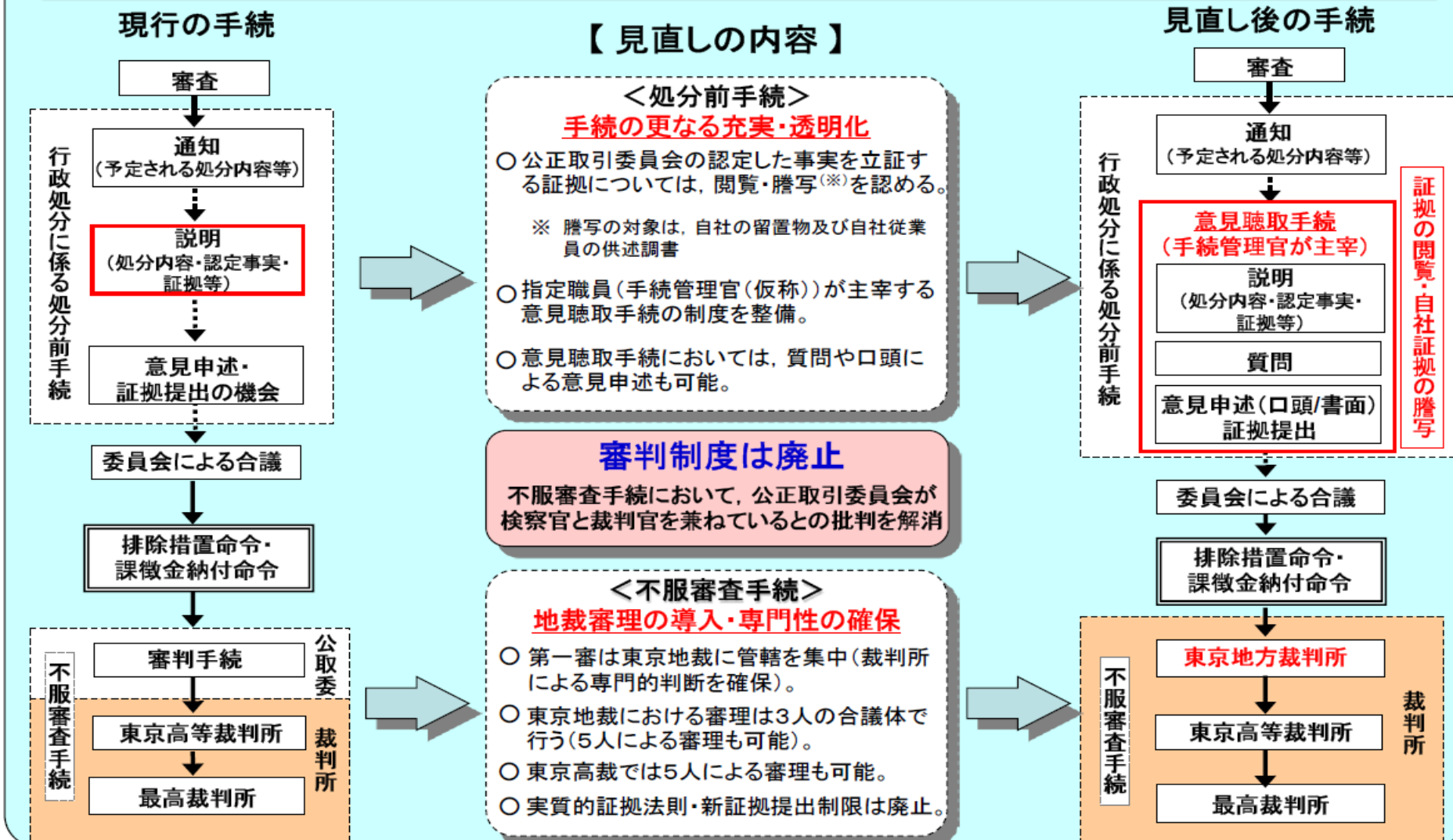
### 金融商品取引法・公認会計士法の手続の流れ



## 2 手続の概要

### 改正独占禁止法の手続の流れ

#### 審判制度の廃止に伴う処分前手続・不服審査手続の見直し



### 3 各課徴金の概要 (1) 独占禁止法上の課徴金制度の概要

#### 課徴金の対象行為

- (1) 不当な取引制限(カルテル、談合等)(法7条の2第1項) 事業者団体も同様(法第8条の3)
- (2) 支配型私的独占(法7条の2第2項)
- (3) 排除型私的独占(法7条の2第4項)
- (4) 不公正な取引方法の一部( 共同の取引拒絶(法20条の2)、 差別対価(法20条の3)、 不当廉売(法20条の4)、 再販売価格の拘束(法20条の5)、 優越的地位の濫用(法20条の6))

#### 課徴金の算定率 (注:( )内は中小企業の場合)

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限 1	10% ( 4% )	3% ( 1.2% )	2% ( 1% )
支配型私的独占 1	10%	3%	2%
排除型私的独占	6%	2%	1%
共同の取引拒絶 2 差別対価 2 不当廉売 2 再販売価格の拘束 2	3%	2%	1%
優越的地位の濫用 3	1%		

- 1 不当な取引制限及び支配型私的独占に対する課徴金算定率については、加減算要素あり。
- 2 公正取引委員会による調査開始日からさかのぼり10年以内に同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたことがある場合
- 3 継続して行われた場合

#### 課徴金と罰金の調整

法7条の2第1項、同条4項の場合において、同一事件について、課徴金と罰金の双方が課(科)されるときは、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除される(法7条の2第19項)。

#### 課徴金の裾切基準

課徴金算定額が100万円未満のときは納付を命じられない(法7条の2第1項、同条4項及び法20条の2から法20条の6まで)。



#### 課徴金の対象行為

- (1) 不公正取引  
(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布又は偽計)
- (2) 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等(発行開示義務違反)
- (3) 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等(継続開示義務違反)
- (4) 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等
- (5) 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等
- (6) プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

(金融庁ウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/02.html>)より)

### 3 各課徴金の概要 (2) 金融商品取引法上の課徴金制度の概要

#### 課徴金額

- (1) インサイダー取引については、「重要事実公表後2週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除する方法等により算出。
- (2) 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等については、募集・売込総額の2.25% (株券等の場合は4.5%)を法定。
- (3) 有価証券報告書等の不提出については、直前事業年度の監査報酬相当額(該当するものがない場合は400万円)を法定(四半期・半期報告書の場合はその2分の1)。  
有価証券報告書等の虚偽記載等については、発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額を法定(四半期・半期・臨時報告書等の場合はその2分の1)。
- (4) 公開買付開始公告の不実施については、買付総額の100分の25を法定。  
公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等については、公開買付開始公告日前日の終値等×買付等数量の100の25を法定。
- (5) 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等については、当該報告書等に係る株券等の発行者の時価総額等の10万分の1を法定。
- (6) 特定証券等情報の不提供等・虚偽等については、以下を法定。
  - イ) 発行価額又は売付価格の総額の2.25% (株券等の場合は4.5%)
  - ロ) 虚偽等の場合において当該特定証券等情報が公表されていない場合：  
イ)の額に、
$$\frac{\text{当該虚偽等のある特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$
 を乗じて得た額
- (7) 発行者等情報の虚偽等については、以下を法定。
  - イ) 当該発行者等情報が公表されている場合：  
600万円又は発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6のいずれか大きい額
  - ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合：  
イ)の額に、
$$\frac{\text{当該虚偽等のある発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報を提供すべき相手方の数}}$$
 を乗じて得た額

(金融庁ウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/02.html>)より)

### 3 各課徴金の概要 (3) 公認会計士法上の課徴金制度の概要

#### 課徴金の対象行為

- (1) 監査法人の社員(又は公認会計士)が、故意に、虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明すること。
- (2) 監査法人の社員(又は公認会計士)が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明すること。

#### 課徴金額

- (1) 故意により虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額の1.5倍に相当する額
- (2) 相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったときは監査報酬相当額

(金融庁ウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/02.html>)より)

- ( ) 違反行為が認定される場合であっても、以下の場合には課徴金納付命令を行わないことができる。
- (1) 故意の虚偽証明を行ったことに対し一定の行政処分(公認会計士法29条2号及び3号・34条の21第2項)がなされる場合であって、財務書類における虚偽が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合(同法31条の2第2項1号及び34条の21の2第2項1号、会計士課徴金府令(注)1条1項)
  - (2) 相当の注意を怠り虚偽証明を行ったことに対し一定の行政処分(公認会計士法29条1号及び2号・34条の21第2項)がなされる場合であって、当該監査または証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準および慣行に照らして著しく不十分であった場合に当たらない場合(公認会計士法31条の2第2項2号・34条の21の2第2項2号、会計士課徴金府令1条2項)
  - (3) 被監査会社との間で締結されている監査証明業務の停止が命じられる場合(公認会計士法31条の2第2項3号・34条の21の2第2項3号、会計士課徴金府令1条3項)
  - (4) 登録抹消処分または解散命令が行われる場合(公認会計士法31条の2第2項4号・34条の21の2第2項4号)

(注: 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令(平成19年内閣府令第82号))